令和８年（フ）第３４１号
相模原市中央区矢部１丁目８番22号　ハイツフジⅡ　103号室
債務者　杳掛　勇真
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６８号
相模原市緑区橋本５丁目25番３号　ヴィラ・エクセラン201
債務者　菅原ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４２８号
相模原市南区相模大野６丁目17番１号　サンフラット91　202号室
債務者　倉町昂之介
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３９６号
静岡市葵区沓谷５丁目57番地の３
債務者　高木　舞美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市梅薮西町５－３　梅園荘８号室、住民票上の住所愛知県豊川市御油町小山58番地　エトワール小山103号
債務者　冨永　久登
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１７６号
愛知県蒲郡市水竹町千丸144番地　プランドール水竹Ａ―101
債務者　稲吉　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市植田町字西ヶ谷67番地
債務者　松井　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３２号
京都府宮津市下世屋1406、前住所大阪府大阪市都島区内代町１丁目７番６―1006号
債務者　梅本　　望
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第３４号
京都府京丹後市大宮町善王寺787番地の２
債務者　奥田　信行（法定代理人成年後見人崎山貴史）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第４０号
和歌山県日高郡みなべ町芝451番地１　テラメゾン　102号
債務者　森下こと　山中ゆかり
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第６７０号
北九州市門司区高田１丁目11番10―45号
債務者　谷口　啓吉
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３６号
大分県日田市淡窓２丁目１番16号　アーバンハイム401号
債務者　武下　三朗
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第３８号
大分県日田市大字高瀬66番地１の３　岩永アパート７号、前住所大分県日田市大字日高2449番地４　ダブルタイム桃山寮203号
債務者　石松　郁也
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第３９号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇307番地の７
債務者　須藤　紘司
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第３２７号
鹿児島市上荒田町56番１―1119号
債務者　外薗　花子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４７号
鹿児島市玉里団地１丁目63番６号
債務者　家村　美樹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１１８号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地２―801
債務者　友寄亜弥子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部